二　介護休業等の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

イ　その雇用する労働者に対する介護休業等に係る研修の実施

ロ　介護休業等に関する相談体制の整備

ハ　その雇用する労働者の介護休業等の取得又は利用に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例（その雇用する労働者であつて介護休業等を取得又は利用した者がいない場合には厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）が定める事例）の提供

ニ　その雇用する労働者に対する介護休業等に関する制度及び介護休業等の取得又は利用の促進に関する方針の周知

9　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからホまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(1)又は同号ロ(1)に該当する被保険者の数の合計が十を超える場合の同号イ又は同号ロの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）

イ　前号イに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき五十万円

ロ　前号ロに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき十万円

ハ　前号ハに規定する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

ニ　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はホ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　三十万円

(2)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　同号ニ(1)に該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円を超える場合は、千円までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間までの支給に限る。）を乗じて得た額

6　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからホまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(1)又は同号ロ(1)に該当する被保険者の数の合計が十を超える場合の同号イ又は同号ロの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。）

イ　前号イに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）

ロ　前号ロに規定する中小企業事業主　被保険者一人につき十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）

ハ　前号ハに規定する中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。）が生じた中小企業事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ハ(1)に該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた中小企業事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

ニ　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はホ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ニ(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　同号ニ(1)に該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）を超える場合は、千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）を超える場合は、二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）までの支給に限る。）を乗じて得た額